

(平成22年4月28日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中央第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係            1 件

## 厚生年金 事案 4857(事案 1770 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、昭和43年9月6日から44年1月1日までの厚生年金保険被保険者記録について、訂正する必要は認められない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月9日から43年9月6日まで  
② 昭和43年9月6日から44年1月1日まで

申立期間①及び②に係る脱退手当金が昭和44年3月に支給されているとのことだが、当時は長男が生後2か月に満たないころで、受け取った記憶は無いので、調べてもらいたい。

また、申立期間に係る事業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和44年1月となっているのは明らかな誤りであり、43年9月が正しい。当該事業所は出産のため退職し、同年9月13日に母子手帳を発行してもらっているので、新たな資料としてその写しを提出する。

昭和44年1月1日のままだと生涯誤った記録として残り、気分がとても悪いので訂正してもらいたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金に係る申立てについては、申立人の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和44年3月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがえないうこと、申立人は、申立期間前の5年間の厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受給しており、申立期間の脱退手

当金を受給することに不自然さはいかたがえぬ上、申立期間前は脱退手当金を受給しながら、申立期間については受給していないとする理由も明確ではないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、母子健康手帳の写し（以下「母子手帳」という。）を新たな事情を示すものとして提出しているが、先の申立ての審議においても当該事情を考慮した審議は行われていることから、これを当委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認め難く、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

一方、申立人は、A社において厚生年金保険被保険者とされている申立期間②について、当該事業所を退職したのは昭和 43 年 9 月ごろで、その退職後に母子手帳の交付を受けた記憶があり、資格喪失日が誤っているので訂正してほしいと申し立てしているところ、申立人が提出した母子手帳の交付日が同年 9 月 13 日であることは確認できる。

また、申立期間②に当該事業所において厚生年金保険被保険者となっていた同僚のうち 1 人は、自身が昭和 43 年 8 月に入社し、申立人から事務の引継ぎを受けた後、申立人はそれほどの期間を経ずに退職したように記憶しており、その時期は同年 9 月ごろではないかと思うと供述している。

他方、事業所別被保険者名簿には、申立人の当該事業所での資格喪失日が昭和 44 年 1 月 1 日、喪失の受付年月日が同年 1 月 7 日と記載されており、申立人の雇用保険記録には、当該事業所での離職日が 43 年 12 月 31 日であると記載されている。離職日の翌日が厚生年金保険の資格喪失日となることから、これらの記録の内容には整合性があり、社会保険事務所（当時）と公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難く、脱退手当金の支給額に照らしても、届出の処理及び記録の内容に誤りは認められない。

また、上記同僚は、申立人に対し、その退職後に雇用保険の離職票を送付したことを記憶しており、当時の事務手続に関し、申立人の退職後その交付までに時間を要した記憶はないと供述している。申立人の雇用保険の離職日が昭和 43 年 12 月 31 日と記録されていることから考えると、申立人の退職に伴う雇用保険の手続がされたのは、このころであったと推測される。

以上のことから、申立人の当該事業所における勤務は昭和 43 年 9 月ごろまでであった可能性が認められるものの、事業主が申立人の当該事業所

における退職時期を定め、その処理を実際に行ったのは同年 12 月以降であった結果、44 年 1 月 7 日に申立人の資格喪失日を同年 1 月 1 日として届け出たものと認められ、ほかにこれに反する特段の事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の厚生年金保険被保険者記録を訂正する必要は認められない。